

# 随意契約結果書

|                              |                                                               |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 物品等の名称及び数量                   | 一般国道２２５号新栄地区電線共同溝通信系引込連系管路工事                                  |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 鹿児島国道事務所長<br>竹 下 卓 宏<br>鹿児島県鹿児島市浜町２番５号 |
| 契 約 締 結 日                    | 令和 ６年 ４月３０日                                                   |
| 契約の相手方の氏名及び住所                | エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）西日本事業本部 九州事業部 事業部長 棚田 裕宣                   |
| 契約金額<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥ 2 6 , 9 4 4 , 5 0 0 -                                       |
| 予定価格<br>（消費税及び地方消費税含む）       | ¥ 0 -                                                         |
| 随意契約によることとした理由               | 別紙のとおり                                                        |
| 備 考                          |                                                               |

## 随意契約理由書

1. 件 名：一般国道 225 号新栄地区電線共同溝通信系引込連系管路工事
2. 履 行 場 所：鹿児島市宇宿 1 丁目地内
3. 随意契約の相手方：名称 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 西日本事業本部 九州事業部  
住所 福岡市博多区東比恵 2 丁目 3 番 7 号  
電話 092-432-3900
4. 随意契約適用法令：会計法第 29 条の 3 第 4 項及び  
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号

5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、既設線への連系管路及び民地への電線の引込のための管路のうち道路区域内の管路を設けるものである。

2) 当該工事の内容

当該工事は、電線管理者が道路区域外で行う連系設備と一体となって道路区域内の連系管路及び引込管路を設置するものである。

3) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、国施工の管路に新設の管路を追加設置する工事であり、また、通電中の既設線へ連系管路の接続及び隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路を設置することから、道路区域内の連系管路から道路区域外の連系設備までのエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州事業部が管理する電線に直接影響することとなり、電線に関する事故が発生した場合、民家へ被害を与えるため、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。

このことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部九州事業部が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部九州事業部と随意契約を行うものである。

管理第二課長